

行橋市室内型子どもの遊び場条例施行規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

令和8年5月21日

行橋市長 二 藤 政 宏

行橋市規則第31号

行橋市室内型子どもの遊び場条例施行規則の一部を改正する規則

行橋市室内型子どもの遊び場条例施行規則（令和8年行橋市規則第1号）の一部を次のように改正する。

第15条第1号中「乳児、幼児及び小学校3年生以下の児童」を「乳児及び幼児」に改める。

附 則

この規則は、令和8年6月1日から施行する。